

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	年 月 日から	法人名
		年 月 日まで	

政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無	有・無
--	-----

控除する金額の計算

所得税等の額 ①		道府県民税の法人税割額 ⑥	
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額 ②-(⑤+⑥) ⑦	
法人税の控除額 ③		市町村民税の法人税割額 ⑬ ⑧	
地方法人税の控除額 ④		控除する金額(⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭) ⑨	
国税の控除額 ③+④ ⑤			

各市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数 人	控除すべき金額 ⑩ 円	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪ 円	各市町村ごとに控除する金額(⑩又は⑪のうち少ない額) ⑫ 円
名称	所在地				
合 計				⑬	⑭